

○ スポーツの日実行委員会の設置及び運営に関する要項

(設置)

第1条 クラス委員協議会(以下「協議会」という。)の下部機関として、スポーツの日の企画及び運営を担当するスポーツの日実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 実行委員会は、協議会及び各学科の学生から選出される委員によって構成する。

- 2 各学科から選出される委員は2名とする。
- 3 第1項の実行委員会には、専攻科の学生から選出される委員を加えることができる。
- 4 委員の任期は、選出された日から当該年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 実行委員会に、委員の互選により委員長1名及び副委員長3名を置く。

- 2 委員長は、委員が選出されたときは、協議会の承認を得て、実行委員名簿を学生部長に提出するものとする。

(任務)

第4条 実行委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 運営資金及び資材の調達
- (2) 予算案の作成
- (3) 決算の報告
- (4) 実施競技種目の選定
- (5) 会場の調整及び参加募集
- (6) 学内への宣伝活動
- (7) 組合せ抽選の実施及び組合せ表の作成
- (8) スポーツの日実施要領及びスポーツの日実施結果報告書の作成
- (9) 各競技種目の進行管理
- (10) 大学事務局との連絡調整
- (11) その他スポーツの日に関し、協議会から負託された事項

(協議会の承認)

第5条 実行委員会は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 実施要領
 - (2) 実施結果報告書
 - (3) その他実行委員会又は協議会が必要と認めた事項
- 2 委員長は、前項の協議会の承認を得たときは、その旨を速やかに学生部長に報告するものとする。

(スポーツの日実施要領)

第6条 スポーツの日実施要領には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 日程及び場所
- (2) 実施競技種目及び特別ルール概要
- (3) 予算案
- (4) その他実行委員会又は協議会が必要と認めた事項

(スポーツの日実施結果報告書)

第7条 スポーツの日実施結果報告書には、以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 決算書

(2) 最終成績

(3) その他実行委員会又は協議会が必要と認めた事項

(助言者)

第8条 スポーツの日の円滑な実施を図るため、実行委員会に助言者を置くことができる。

2 助言者は、学生委員会の推薦に基づき、委員長が委嘱する。

(細則)

第9条 実行委員会及びスポーツの日の運営その他この要項の実施に関する細則については、学生委員会の承認を経て、実行委員会が定めることができる。

付則

この要項は、平成14年5月22日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年12月18日から施行する。ただし、第27条、第44条及び第45条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(組織)

2 (略)